

第 9 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成20年 6月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市立表山小学校、豊治小学校及び赤星小学校で平成19年11月に保護者に配布した「全国学力・学習状況調査の本校の結果と個票について」において、「全体としてよく定着していて十分満足できる」「おおむね満足できる」「努力を要する状態」との判断に至った客観的根拠となるデータの公開請求を行った。

2 同年 7月 9日、実施機関は、上記の公開請求に対して、平成19年度全国学力学習状況調査調査結果概況のうち請求の対象となる 3校分（以下「本件結果概況」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件結果概況には、各小学校の平均正答値等のデータが記載されている。これを公開することにより、児童の学力の一部分に過ぎない当該調査の結果が、学校間の序列化や過度な競争をもたらすおそれがあり、児童の学力や学習の状況を把握し、結果を分析し、児童生徒への教育指導や教育施策の改善等に役立てるといふ当該調査の本来の目的を逸脱し、当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 同月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 全国学力・学習状況調査（以下「本件調査」という。）の結果について、児童の学力の一部分に過ぎないとするのであれば、その結果を公表したところで、数字が一人歩きすることはないはずである。
- (2) 結果の公表が、学校間の序列化や過度な競争をもたらさないように、公表方法の工夫を指導することが教育委員会の仕事ではないか。
- (3) 客観的根拠を何ら示すことなく「十分満足できる」などと自己満足的評価を公表することは、市民を惑わすだけである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件結果概況には学校ごとの平均値等の数値が含まれており、国語と算数・数学という特定の教科のみ行われた調査の結果を数値で公開すると、その数値をもって各学校が一元的指標により評価され、学校間の序列化や過度な競争をもたらすおそれがある。
- 2 本件調査は各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることが本来の目的であるが、本件結果概況を公開すると、本来目的を逸脱し、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 3 保護者への説明責任を果たすため言葉による情報提供はしているが、各校の細かい順位がわかるような数値は、上記の理由から公表できない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件結果概況が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事

案を判断する。

3 本件調査について

本件調査は児童生徒の学力の状況について、同一内容により本市の児童生徒全員が参加する唯一の調査である。

文部科学省が調査の実施に当たり定めた「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」において、市町村教育委員会は域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないよう配慮すべきとしている。

4 条例第 7条第 1項第 5号該当性

当審査会は、本件結果概況が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件結果概況は、特定の小・中学校の全国学力調査の学校別の結果である。市町村別の結果が地域的な広がりを持つ市町村内の児童生徒の平均値であるのに対し、学校別の結果は、当該学校における児童生徒の平均値であることから、市町村別の結果とは母集団の大きさを異にし、学校という単位ごとの結果を端的に表すものである。

(3) 学校別の結果は、国語及び算数・数学という一部の教科について、学校ごとの平均正答率等の数値で表されている。もとより平均正答率等の数値は、地域の教育環境や保護者の教育に対する関心等の諸条件を考慮しない、一面的な評価であるものの、学校別の結果が公表されると、数値という最も比較容易な尺度が提供され、学校ごとに序列をつけることが容易となる。

また、文部科学省により家庭での生活・学習習慣が学力に関係している旨の分析がなされているところであり、学力と児童生徒の生活習慣にある程度の相関関係が認められる状況下で、通学区域を児童生徒の在住する地域に限定している本市において学校別の結果を公開することは、学力が当該学校やその地域の経済的、社会的、文化的な諸条件に関わるものと捉えられ、平均正答率等の低い学校や地域に対する予断や偏見を助長するおそれがある。特に、学校は児童生徒が直接所属する集団であることから、結

果的に平均正答率等の低かった下位の学校に通学する児童生徒が劣等感を抱いたり、あるいはいわれのない中傷を受けたりするような弊害が生じることにも危惧されるところである。

また、毎年継続的に学校別の結果が公開されると、児童生徒の入れ替わりがあるにもかかわらず、経常的に上位グループに属するか、下位グループに属するかなど、学校に対する評価を固定化することにもつながり、学校間の序列化をさらに助長することも考えられる。

(4) したがって、一面的でしかない学校別の結果を公開すると、そのみをもって学校の教育活動全般が評価されることも予想され、その結果、平均正答率をあげるために、特定の教科を重視した偏った指導や本件調査対策に特化した指導が行われるなど、過度の競争が行われることによって教育内容に偏りが生じ、バランスのとれた児童生徒に対する教育の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(5) 以上のことから、本件結果概況は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の要望

当審査会としては、あくまで現行の公表方法を前提に上記のとおり判断したが、本来は、保護者や地域住民に調査の趣旨や目的を正確に説明し、分析結果の正しい活用方法も示して、弊害が発生しないように制度を作るべきであると考えられる。序列化の資料とされることを防止し、教育及び教育施策の改善に資するために、行政と地域とが学校別の調査結果を共有化し、地域における児童生徒の教育を良くするために、公表方法を工夫するよう要望するものである。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 7月23日	諮問書の受理
7月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月29日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 3日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意

	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月11日	審査請求人の意見陳述申出書を受理
平成21年 1月15日	審査請求人に反論意見書を提出するよう再度通知
4月14日 (第100回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月16日 (第102回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月14日 (第103回審査会)	調査審議
8月12日 (第104回審査会)	調査審議
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議
2月 9日 (第110回審査会)	調査審議
2月23日	答申